

改正	平成21年9月25日	平成22年4月1日
	平成23年10月1日	平成25年4月1日
		〔題名改正〕
	平成28年4月1日	平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 学校法人四国大学・四国大学公的研究費等の取り扱いに関する規程第6条第2項に基づき、学校法人四国大学・四国大学公的研究費等不正使用防止推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 不正防止計画の策定、実施及び推進に関すること。
- (2) 不正発生要因の把握及び改善に関すること。
- (3) 公的研究費等の使用に関する適切な確認体制の構築に関すること。
- (4) 公的研究費等使用ルールの統一化に関すること。
- (5) 学術研究に係る行動規範に関すること。
- (6) その他研究上の不正使用防止に関すること。

追加〔平成25年4月1日〕

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 事務局長
- (3) 総務・企画部長
- (4) 教育・学生支援部長
- (5) 経理課長
- (6) 各学部及び短期大学部から選出された専任教員各1人
- (7) その他委員長が必要と認める者

2 前項第6号及び第7号の委員は、理事長が命ずる。

追加〔平成25年4月1日〕、一部改正〔平成28年3月28日、31年3月27日〕

(任期)

第4条 前条第1項第6号及び第7号の委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

追加〔平成25年4月1日〕、一部改正〔平成28年3月28日、31年3月27日〕

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

追加〔平成25年4月1日〕

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

追加〔平成25年4月1日〕

(代理出席)

第7条 委員がやむをえない事情により会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

追加〔平成25年4月1日〕

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。
追加〔平成25年4月1日〕

(事務)

第9条 委員会の事務は、学部運営支援課において処理する。
一部改正〔平成23年10月1日、25年4月1日〕

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。
追加〔平成25年4月1日〕

附 則

この規程は、平成20年10月31日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成21年9月25日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日改正)

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日改正)

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。